

# 電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver.2

～事業所向け～



令和5年(2023年)3月

---

<b>1. 目的・背景</b>	<b>3</b>
1.1 電子申請届出システムの導入目的	4
1.2 電子申請届出システムによる申請・届出のメリット	5
1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類	6
<b>2. 電子申請・届出のための事前準備</b>	<b>9</b>
2.1 指定権者の電子申請届出システムの対応状況の確認	10
2.2 GビズIDの取得	11
2.3 添付書類(電子ファイル)の準備	33
<b>3. 電子申請・届出</b>	<b>42</b>
3.1 ログイン～申請・届出	43
3.2 申請・届出結果の確認	45
<b>4. その他</b>	<b>50</b>
4.1 GビズIDの参考情報	51

# 1. 目的・背景

---

- 1.1 電子申請届出システムの導入目的
- 1.2 電子申請届出システムによる申請・届出のメリット
- 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

## 1.1 電子申請届出システムの導入目的

# 電子申請届出システムの目的・背景

厚生労働省では、介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組みを行うため、「ウェブ入力・電子申請」を進めてきました。その「ウェブ入力・電子申請」について、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請が可能な「電子申請届出システム」が令和4年11月から運用開始されています。



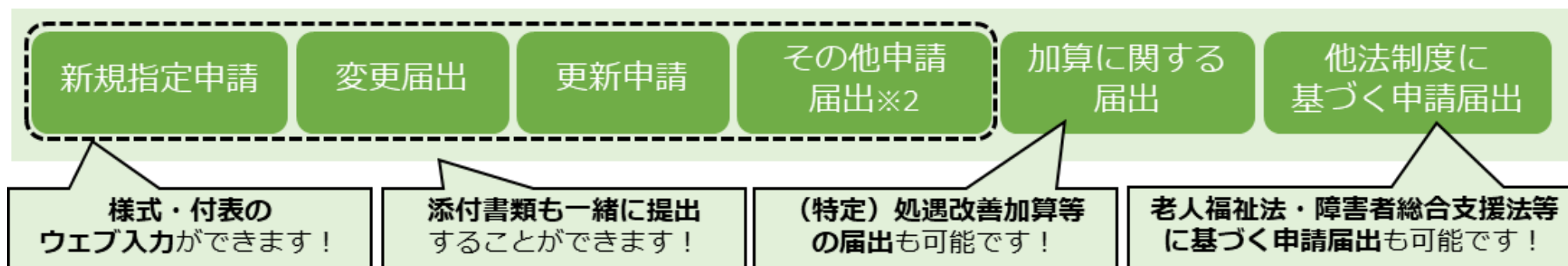
出所)厚生労働省第10回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会資料  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000614741.pdf>、閲覧日:令和4年9月21日、点線を追加)

## 電子申請届出システムによる申請・届出のメリット

電子申請届出システムを通じたオンラインによる申請・届出には、以下のメリットがあります。

- 提出書類の印刷、郵送・持参等の手間なく、ウェブ上で申請・届出を完結させることができます！
- 申請・届出の様式・付表についてウェブ画面で入力することができます！
- 添付書類について電子ファイルでの提出が可能のため、複数の申請・届出の際に同じファイルをご活用いただけます！
- 申請・届出の受付状況や結果について、システム上で確認が可能です！

電子申請届出システムより受付可能な電子申請・届出の種類(予定)<sup>※1</sup>



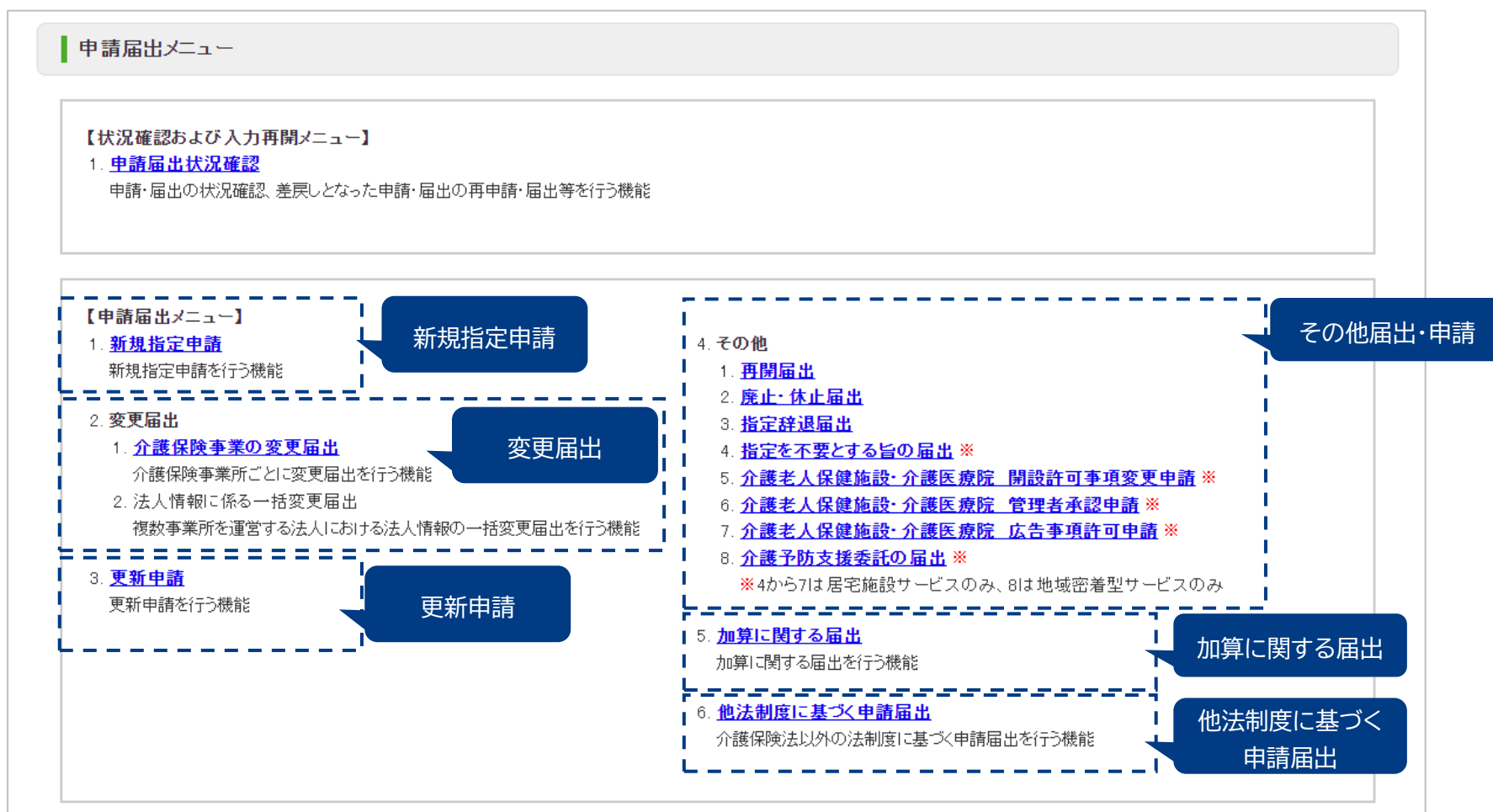
※1: 本システムより実際に受け付ける申請・届出の種類は指定権者にて個別に制限を設ける場合があります。

※2: 「その他申請届出」は、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等を含みます。

## 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

# 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

新規指定申請、変更届出、更新申請、加算に関する届出、他法制度に基づく申請届出などが、本システムによる電子申請・届出の対象範囲です。



出所) 電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日、点線と吹き出しを追加)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

# (参考)各申請届出様式の提出様式

分類	様式番号	様式名	提出形式		備考
			ウェブ入力	アップロード	
居宅・施設	第1号	指定(許可)申請書	○	—	
	第2号	指定を不要とする旨の届出書	○	—	
	第3号	変更届出書	○	—	
	第3号の2	再開届出書	○	—	
	第4号	廃止・休止届出書	○	—	
	第5号	指定辞退届出書	○	—	
	第6号	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	○	—	
	第7号	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書	○	—	
	第8号	介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書	○	—	
	第9号	指定介護療養型医療施設指定変更申請書	—	—	介護療養型医療施設は、2024年3月末までの期限で、新規受付はしていないため、電子申請届出システムの受付対象外。
	第10号	指定(許可)更新申請書	○	—	
	付表1	訪問介護	○	—	
	付表2	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	○	—	
	付表3	訪問看護・介護予防訪問看護	○	—	
	付表4	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	○	—	
	付表5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	○	—	
	付表6	通所介護	○	—	
	付表7	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	○	—	
	付表8-1	短期入所生活介護(単独型)	○	—	
	付表8-2	短期入所生活介護(空床型・特養の併設型)	○	—	
	付表8-3	短期入所生活介護(特養以外の併設型)	○	—	
	付表9	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	○	—	
	付表10	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	○	—	
	付表11	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	○	—	
	付表12	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	○	—	
	付表13	介護老人福祉施設	○	—	
	付表14	介護老人保健施設	○	—	
	付表15	介護医療院	○	—	
	参考様式1	勤務票	—	○	
	参考様式2	平面図	—	○	
	参考様式3	設備・備品等一覧表	—	○	
	参考様式4	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	—	○	
	参考様式5	受託居宅サービス事業所等	—	○	
参考様式6	誓約書	—	○		
参考様式7	介護支援専門員一覧	—	○		
—	(各指定権者で定める添付書類等の提出物)	—	○		

## 1.3 電子申請届出システム上で提出可能な申請・届出の種類

# (参考)各申請届出様式の提出様式

分類	様式番号	様式名	提出形式		備考
			ウェブ入力	アップロード	
地域密着型	第1号	指定(許可)申請書	○	-	
	第2号	変更届出書	○	-	
	第2号の2	再開届出書	○	-	
	第3号	廃止・休止届出書	○	-	
	第4号	指定辞退届出書	○	-	
	第5号	指定(許可)更新申請書	○	-	
	第6号	指定介護予防支援委託(変更)の届出書	-	○	
	付表1	夜間対応型訪問介護	○	-	
	付表2-1	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護(単独型・併設型)	○	-	
	付表2-2	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護(共用型)	○	-	
	付表3	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	○	-	
	付表4	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	○	-	
	付表5	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	-	
	付表6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	-	
	付表7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	-	
	付表8	複合型サービス	○	-	
	付表9	地域密着型通所介護	○	-	
	付表10	居宅介護支援事業	○	-	
	付表11	介護予防支援事業	○	-	
	参考様式1	勤務票	-	○	
	参考様式2	管理者経歴書	-	○	
	参考様式3	平面図	-	○	
	参考様式4	設備・備品等一覧表	-	○	
	参考様式5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	-	○	
参考様式6	誓約書	-	○		
参考様式7	介護支援専門員一覧	-	○		
-	(各指定権者で定める添付書類等の提出物)	-	○		
基準該当	第1号	登録申請書	○	-	
	第2号	変更届出書	○	-	
	第3号	再開届出書	○	-	
	第4号	廃止・休止届出書	○	-	
	第5号	登録更新申請書	○	-	
	-	(付表様式)	○	-	基準該当様式の付表は、提出対象のサービスに応じて、居宅・施設、地域密着の付表を用いる。
	-	(各指定権者で定める添付書類等の提出物)	-	○	
介護予防・日常生活支援 総合事業	第1号	指定申請書	○	-	
	第2号	変更届出書	○	-	
	第2号の2	再開届出書	○	-	
	第3号	廃止・休止届出書	○	-	
	第4号	指定更新申請書	○	-	
	付表1	訪問型サービス	○	-	
	付表2	通所型サービス	○	-	
	参考様式1	勤務票	-	○	
	参考様式2	平面図	-	○	
	参考様式3	設備等一覧表	-	○	
	参考様式4	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	-	○	
	参考様式5	誓約書	-	○	
	-	(各指定権者で定める添付書類等の提出物)	-	○	



## 2. 電子申請・届出のための事前準備

---

- 2.1 指定権者の電子申請届出システムの対応状況の確認
- 2.2 GビズIDの取得
- 2.3 添付書類(電子ファイル)の準備

## 2.1 指定権者の電子申請届出システムの対応状況の確認

# 指定権限別の介護サービスの種類

各自治体の指定権限別に指定を行う介護サービスが異なるため、申請する前に対象サービスの指定権者を確認してください。尚、自治体では権限を委譲している場合があるため、詳細は必ず所在地の都道府県または市町村等のホームページで確認してください。

### 指定権限別の介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎<b>居宅介護サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○特定福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>◎<b>施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> <li>○介護医療院</li> </ul>	<p>◎<b>地域密着型介護サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul> <p>◎<b>居宅介護支援</b></p>
予防給付を行うサービス	<p>◎<b>介護予防サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>○特定介護予防福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<p>◎<b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p>◎<b>介護予防支援</b></p>

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

13

出所：厚生労働省ホームページ「介護保険制度の概要」『介護保険とは』  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000801559.pdf> 閲覧日：令和5年1月11日

# G BizIDのアカウント作成方法

電子申請届出システムをご利用されるためには、G BizIDアカウントの取得が必須です。G BizIDホームページのトップ画面からアカウントを作成してください。電子申請届出システムで利用できるG BizIDのアカウント種類は、「g BizIDプライム」と「g BizIDメンバー」です。（「G BizIDエントリー」はご利用頂けません。）

### G BizIDのアカウント作成画面

The screenshot shows the gBizID homepage with the following elements and callouts:

- gBizID** logo and navigation menu (ホーム, マニュアル, ヘルプ, リクエスト, ログイン).
- Header text: **gBizID** へようこそ。 G BizIDで、行政サービスへのログインをラクにする。 G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。
- Callout 1 (top right): **アカウント情報を変更する場合はこちら** ※登録情報が確認できます。
- Section: **G BizIDを使い始める** with sub-sections: **g BizIDの登録** and **委任申請**.
- Callout 2 (middle right): **電子申請業務の委任を受けたい場合、委任を行いたい場合はこちら**
- Buttons: **g BizIDプライム作成** (highlighted) and **g BizIDエントリー作成**.
- Callout 3 (bottom left): **g BizIDプライムを作成する場合はこちら**
- Callout 4 (bottom right): **g BizIDエントリーを作成する場合はこちら** ※g BizIDエントリー作成後に、g BizIDプライムに変更することもできます。

出所)G BizID クイックマニュアル g BizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日: 令和5年3月1日)

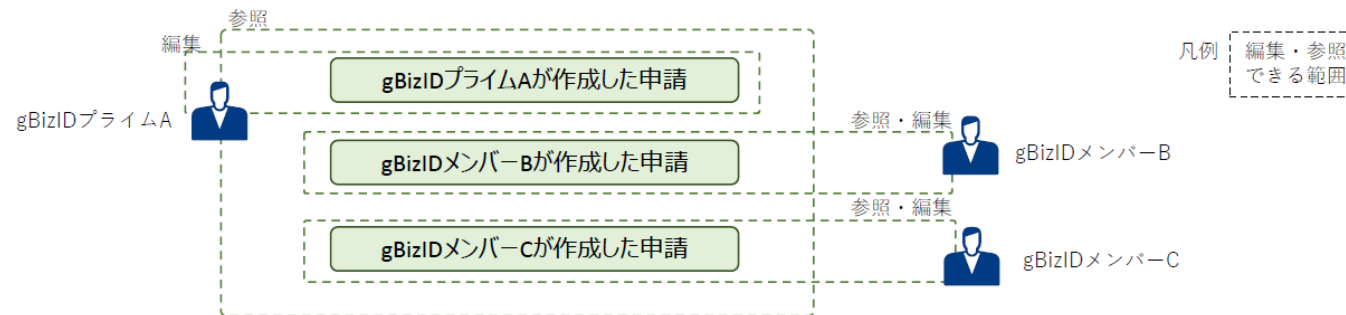
# G BizIDのアカウント作成方法

## 1.電子申請届出システムにおけるG BizIDについて

### 1-2.G BizIDのアカウントごとの違い

G BizIDには次の3種類のアカウントがあります。アカウント種別ごとに申請情報の編集・参照範囲が異なります。

アカウント種別	gBizIDエントリー	gBizIDプライム	gBizIDメンバー
編集範囲	※本システムの利用にあたっては使用しません	自身が作成した申請を編集できます。	自身が作成した申請を編集できます。
参照範囲		自身または配下のすべてのgBizIDメンバーが作成した申請を参照できます。	自身が作成した申請を参照できます。



#### 注意事項

gBizIDメンバー間で相互編集・参照できません。申請情報共有の場合は、gBizIDプライムまたは担当のgBizIDメンバーが申請届出データ・添付ファイルを出力して、本システム外で共有をおこなってください。

## 2.2 G BizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 1 【事前に】

gBizIDプライムの作成は次のものがが必要です。

① **スマートフォンもしくは携帯電話**  
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。



② **印鑑（登録）証明書と登録印**  
申請書に押印の後、印鑑（登録）証明書と共に運用センターに送付します。



法人	印鑑証明書※ 法務局発行のもの	代表者印
個人事業主	印鑑登録証明書 市区町村発行のもの	個人の実印

注意：発行日より3ヶ月以内の原本  
※年金基金、健康保険組合の方は印鑑証明書に掲載必須の項目があります。下記ファイルを参照し、作成してください。  
【ファイルの掲載場所】  
「TOPページ」→「利用者向けマニュアル」ページの【年金基金/健康保険組合向け様式】の下「印鑑証明書フォーマット」

### 2



① G Biz I DのTOPページ  
<https://gbiz-id.go.jp>  
の「gBizIDプライムID作成」ボタンを押下します。

出所)G BizID クイックマニュアル gBizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 G BizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

3

**gBizIDプライム申請書作成 メールアドレス登録**

メールアドレス登録 | 基本情報 | 利用状況 | アカウント情報

確認 | 書類送付

gBizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」である必要があります。  
※既にアカウントを所持されている方は、アカウント申請ができませんので、アカウントの所持状況を御確認の上申請をお願いいたします。  
※不備がある場合、審査に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

はじめに、メールアドレスの所有確認を行います。  
入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただくgBizIDプライムアカウントのアカウントIDとなります。  
メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに、ワンタイムパスワードを送付します。

①

アカウントID (メールアドレス)

②

次へ

①アカウントID（メールアドレス）を入力してください。

②入力できたら「次へ」をクリックしてください。

※アカウントID（メールアドレス）の受信設定について  
「support@gbiz-id.go.jp」からのメール、もしくは  
ドメイン『gbiz-id.go.jp』を受信可能な状態にしてください。

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

4

- ①メールアドレスを確認します。
- ②間違いなければ「OK」ボタンをクリックします。

5

- ①登録したメールアドレスにワンタイムパスワードが届きます。

件名：【G BizID】ワンタイムパスワードの通知

- ②届いたワンタイムパスワードを入力します。
- ③「OK」ボタンを押下します。

- ✓ メールに記載されているワンタイムパスワードを30分以内に入力してください。期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。
- ✓ メールが届かない場合、入力いただいたメールアドレスに誤りがある可能性があります。お手数ですが初めからやり直してください。

出所)G BizID クイックマニュアル gBizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 6-A(1)

### 法人の場合（個人事業主は6-B参照）

gBizIDプライム申請書作成 基本情報登録

メールアドレス登録 基本情報 利用者情報 アカウント情報

確認 確認済

gBizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」である必要があります。  
※既にアカウントを所持されている方は、アカウント申請ができませんので、アカウントの所持状況を登録部の上申請をお願いします。  
※不備がある場合、審査に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

①

事業形態  法人  個人事業主

基本情報

法人番号  ※法人番号がわからない場合は、[国税庁法人番号公表サイト](#)より、ご確認ください。  
13桁の法人番号を入力してください   
法人番号を入力し「法人情報取得」ボタンを押下してください。  
下部において法人名、法人所在地を自動入力します。  
※個人事業主の方は入力不要です。

法人名/番号  ※印鑑登録証明書の通りに記載してください（法人の方は入力不要です）。

所在地  ※個人事業主の方は、印鑑登録証明書の住所を入力してください（法人の方は入力不要です）。  
都道府県  選択してください  
市区町村  ※印鑑登録証明書の通りに記載してください（法人の方は入力不要です）。  
町名・地、ビル名等  ※印鑑登録証明書の通りに記載してください（法人の方は入力不要です）。

代表者名  姓 山田 名 太郎

代表者名フリガナ  セイ ヤマダ メイ タロウ

代表者生年月日  1970 年 1 月 1 日 ※西暦で入力してください。

② 次へ

①各項目を入力してください。

※「法人名」、「所在地」は、法人番号を入力し「法人情報取得」ボタンをクリックすると情報取得できます。  
※法人番号が不明な時は「国税庁法人番号公表サイト」（法人番号入力欄下のリンク先）で検索できます。

②全ての項目が印鑑証明書の記載と一致していることを確認し、「次へ」をクリックしてください。（法人番号、フリガナを除く）

※印鑑証明書には「法人等番号」が印字されているため、法人番号は桁数が一致しません。また、一部法人においては番号自体が異なる場合があります。

**注意：印鑑証明書の記載と異なっている場合は、書類不備とみなされ審査に通りませんので、ご注意ください。**



## 2.2 GビズIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 6-A(2)

gBizIDプライム申請書作成 アカウント利用者情報登録

メールアドレス登録 基本情報 特種情報 アカウント情報

確定 登録実行

※既にアカウントを所持されている方は、アカウント申請できませんので、アカウントの所持状況を都庁の上申書をお読みいただきます。  
※不備がある場合、審査に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

アカウント利用者情報 ①  
gBizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」である必要があります。  
なお、フリガナと漢字が一致している必要がありますので、代表者情報をアカウント利用者情報にコピーしてください。

利用者氏名 姓 山田 名 太郎  
代表者情報をコピー

利用者氏名フリガナ セイ ヤマダ メイ タロウ

利用者生年月日 1970 年 1 月 1 日  
※西暦で入力してください。

連絡先郵便番号 1020094 (ハイフンなしで入力してください)  
※数字のみ入力してください。

連絡先住所 都道府県 選択してください  
市区町村 千代田区 (特別区、政令指定都市の区はごちらに記入ください)  
町名番地等 紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町19F・20F  
ビル名等  
部署名

連絡先電話番号 ハイフンなしで入力してください  
※連絡の取れる電話番号を入力してください。  
※携帯電話番号の場合は、03-XXXX-XXXXと入力してください。

戻る 次へ ②

①各項目を入力してください。

※「利用者氏名」、「利用者生年月日」は、前頁の基本情報と一致している必要がありますので「基本情報をコピー」をクリックしてください。

※連絡先住所と基本情報の住所が同一の場合は「基本情報をコピー」をクリックしてください。  
審査不備となった場合は、こちらの住所へ送付されます。

②入力できたら「次へ」をクリックしてください。

出所)GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編

(<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManualPrime.pdf> 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 2.2 G BizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

7

gBizIDプライム申請書作成 アカウント情報登録

メールアドレス登録 基本情報 利用者情報 **アカウント情報**

確認 書類送付

SMS受信電話番号は、G BizID利用時の本人確認（ワンタイムパスワードの通知）に利用いたします。ご本人にてSMSの受信可能な番号を登録してください。  
利用規約に同意の上、申請書作成ボタンを押下してください。  
※既にアカウントを所持されている方は、アカウント申請ができませんので、アカウントの所持状況を御確認の上申請をお願いいたします。  
※不備がある場合、審査に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

①

アカウント情報

アカウントID (メールアドレス) [ ]

SMS受信電話番号 **必須** [ ]

ハイフンなしで入力してください  
※数字のみ入力してください。  
※SMS（ショートメッセージサービス）を受信できる端末（携帯電話、スマートフォン）の電話番号を入力してください。

①SMS受信用電話番号を入力してください。

※ SMS受信用電話番号について  
ショートメッセージサービスを受け取れる、  
携帯番号、スマートフォンの電話番号を  
記載してください。

## 2.2 G BizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 8

利用規約

(目的)  
第1条 この利用規約(以下「本利用規約」という。)、は、デジタル庁(以下「本サービス提供者」という。))が提供するG BizIDサービス(以下「本サービス」という。))の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。  
2 本サービスの利用者は、本利用規約に同意した上で、本利用規約の規定を遵守して本サービスを利用するものとします。

規約に同意する ①

戻る 次へ ②

①規約を確認いただきましたら、チェックボックスにチェックをします。  
②「次へ」ボタンを押下します。

### 9

事業形態 個人事業主

①

基本情報	
法人番号	
法人名/屋号	G BizID商店
所在地	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名番地、ビル名等 霞が関1-3-1
代表者名	地井健司 太郎
代表者フリカナ	ジイビス タロウ
代表者生年月日	1999年12月31日
アカウント利用者情報	
利用者氏名	地井健司 太郎
利用者フリカナ	ジイビス タロウ
利用者生年月日	1999年12月31日
連絡先郵便番号	1111111
連絡先住所	都道府県 東京都 市区町村 千代田区 町名番地等 霞が関1-3-1 ビル名等
郵便名	〒番号
SMS受信用電話番号	
連絡先電話番号	
アカウントID (メールアドレス)	

修正 OK ②

①申請内容を確認します。  
②問題なければ「OK」ボタンを押下します。

出所)G BizID クイックマニュアル gBizIDプライム編

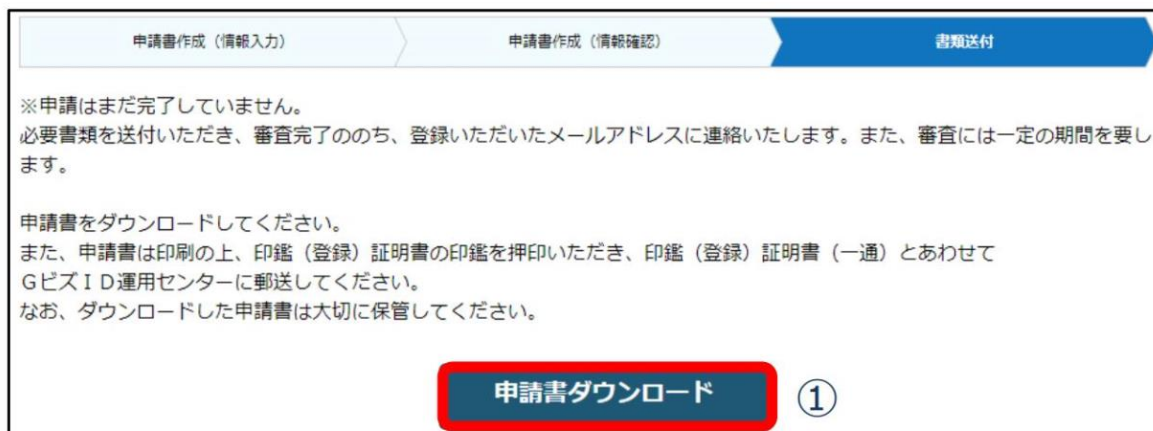
([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

10



申請書作成 (情報入力)    申請書作成 (情報確認)    **書類送付**

※申請はまだ完了していません。  
必要書類を送付いただき、審査完了ののち、登録いただいたメールアドレスに連絡いたします。また、審査には一定の期間を要します。

申請書をダウンロードしてください。  
また、申請書は印刷の上、印鑑（登録）証明書の印鑑を押印いただき、印鑑（登録）証明書（一通）とあわせてG BizID運用センターに郵送してください。  
なお、ダウンロードした申請書は大切に保管してください。

**申請書ダウンロード** ①

- ①「申請書ダウンロード」ボタンを押下します。
- ②表示された申請書を印刷します。



# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 11 法人の場合

**gBizID プライム 登録申請書**

利用規約に同意し、以下の通り登録申請を行います。

①作成日を記入する

②代表者印を押印する

③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は記入します。

法人名	〇〇〇株式会社	
本店所在地	(都道府県) 大阪府	(市区町村) 大阪市
	(番地・マンション名等) 田原町南に支店の住所を記入ください。 北区堂島〇〇番地	

アカウント利用者情報 (申請内容についてお間違いする場合がございます。平日最中に連絡のとれる情報をご記入ください。)

アカウント利用者氏名 (代表者名)	代表 太郎
生年月日	1994年1月1日
連絡先住所	〒530-0001 大阪府大阪市北区堂島〇〇番地
会社部署名	総務部
連絡先電話番号	0611111111
アカウントID (メールアドレス)	sample@example.jp

連絡先担当者情報 (アカウント利用者とは異なる場合は必ず記入してください。)

担当者氏名	サントウ ハナコ
	姓 名 氏 子
電話番号	03 - 2222 - 2222

### 個人事業主の場合

**gBizID プライム 登録申請書 (個人)**

利用規約に同意し、以下の通り登録申請を行います。

①作成日を記入する

②個人の実印を押印する

③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は記入します。

屋号	〇〇〇商店	
本店所在地	(都道府県) 大阪府	(市区町村) 大阪市
	(番地・マンション名等) 田原町南に支店の住所を記入ください。 北区堂島〇〇番地	

アカウント利用者情報 (申請内容についてお間違いする場合がございます。平日最中に連絡のとれる情報をご記入ください。)

アカウント利用者氏名 (個人事業主氏名)	代表 太郎
生年月日	1994年1月1日
連絡先住所	〒530-0001 大阪府大阪市北区堂島〇〇番地
部署名	総務部
連絡先電話番号	0611111111
アカウントID (メールアドレス)	sample@example.jp

連絡先担当者情報 (アカウント利用者とは異なる場合は必ず記入してください。)

担当者氏名	サントウ ハナコ
	姓 名 氏 子
電話番号	03 - 2222 - 2222

- ①「作成日」欄に作成日を手書きで記入します。
- ②「実印欄」に法人の場合は「印鑑証明書」の代表者印、個人の場合は「印鑑登録証明書」の実印を押印します。
- ③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は「連絡先担当者情報」欄を記入します。
- ④原本を下記送付先まで送付します。(申請書類はコピーして保管してください。)

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

- ①「作成日」欄に作成日を手書きで記入します。
- ②「実印欄」に法人の場合は「印鑑証明書」の代表者印、個人の場合は「印鑑登録証明書」の実印を押印します。
- ③記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は「連絡先担当者情報」欄を記入します。
- ④原本を下記送付先まで送付します。（申請書類はコピーして保管してください。）

種別	申請に必要な書類
法人	・gBizIDプライム登録申請書(法人) ・印鑑証明書 発行日より3ヶ月以内の原本 法務局発行のもの コピー不可
個人 事業主	・gBizIDプライム登録申請書(個人事業主) ・印鑑登録証明書 発行日より3ヶ月以内の原本 市区町村発行のもの コピー不可

### 【注意】

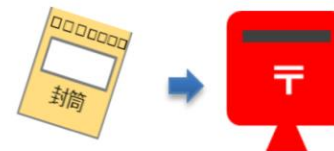
- ・手書き修正された申請書は無効となります。
- ・印刷後、記載内容に誤りがあった場合は、再度申請を行ってください。
- ・送付した申請書類は、審査の結果、申請が却下された場合をのぞき、原則返却は行いません。

### 【送付先】

- ・〒530-8532 G BizID運用センター宛

### 【送付先に関するご注意とお願い】

- ・郵便番号（個別番号）と宛名のみ記載で届きます。
- ・郵便料金は通常郵便物と同じです。
- ・郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。
- ・宅配業者などのサービスはご利用できません。

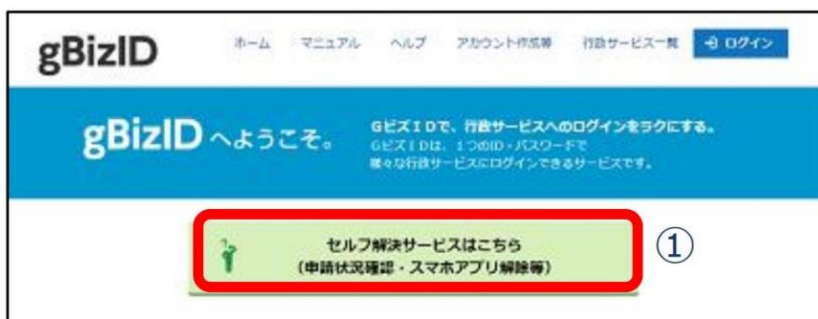


## 2.2 G BizIDの取得

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 12 申請書の審査状況が確認できます。



① G BizIDウェブサイトトップページの一番上にある「セルフ解決サービスはこちら（申請状況確認・スマホアプリ解除等）」ボタンを押下します。




② アカウントセルフ解決サービスの「申請状況を知りたい」ボタンを押下します。

# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。


### 13



申請時に入力したアカウントID（メールアドレス）と、代表者の生年月日又はSMS受信用電話番号を使用して検索します。

- ①アカウントID（メールアドレス）を入力します。
- ②入力する項目を選びます
- ③②で選択した項目を入力します。
- ④「確認」ボタンを押下します。

### 14



①申請時に発行された申請書IDが表示されます  
②審査状況が表示されます

※申請から一定期間過ぎたものは表示されません

申請状況	内容
郵便到着待ちです	申請書類受領後、審査開始となります。
現在審査中です	gBizIDプライム登録申請受付のお知らせメール到着までしばらくお待ちください
gBizIDプライム登録申請が承認されました	gBizIDプライム登録申請受付のお知らせメールが送信されています。 ※手順15へ進んでください
申請は否認されています	書類に不備があり、返送手続きが行われています。不備の内容については到着した書類をご確認ください。

出所)G BizID クイックマニュアル gBizIDプライム編

([https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual\\_Prime.pdf](https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf) 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。



# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

### 15

①申請に不備がなければ、原則2週間以内に、次のメールが到着します。

件名：【G Biz I D】gBizIDプライム登録申請の受付のお知らせ

**メール文**

② URL

②メールに記載されているURLをクリックすると、登録したSMS番号にワンタイムパスワードが送付されます。

※メールに記載されている有効期限内にURLをクリックしてください。

### 16

①登録したSMS番号にワンタイムパスワードが届きます。

②届いたワンタイムパスワードを入力します。

③「OK」ボタンを押下します。

① <SMS例>  
ワンタイム  
パスワード  
123456



# gBizIDプライムの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。  
また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。

17

パスワード登録

パスワードを入力してください。

アカウントID  
(メールアドレス)

パスワード ①

パスワード  
(確認用)

OK ②

- ①これから利用するパスワードを設定します。  
「パスワード」および「パスワード（確認用）」  
を入力します。
- ②「OK」ボタンを押下します。

※パスワードポリシーは以下の通りです。

- 半角英数字等で8文字以上
- パスワードの連続間違い10回で、パスワードロックをする
- 使える文字種  
半角英数字、半角スペース、半角記号  
!"#\$%&'()\*+,-  
./:;<=>@[¥]^\_`{|}~
- 単純なパスワードについては、セキュリティの観点から登録できません。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

### 1 【事前に】

gBizIDメンバーの作成は**gBizIDメンバー用のスマートフォンもしくは携帯電話が必要です。**  
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。 

gBizIDメンバーの作成方法は2種類あり、本手順はBの手順です。

A 既に存在するアカウントをgBizIDメンバーにする。

B 新規作成。(本手順)

gBizID エントリー

アカウント無

gBizIDメンバー

### 2 gBizIDプライムの操作



① G Biz I D のTOPページ  
<https://gbiz-id.go.jp>  
の「ログイン」ボタンを押下し、ログインします。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

### gBizIDプライムの操作

gBizIDメンバー管理

- ▶ gBizIDメンバー管理 ①
- ▶ gBizIDメンバーを新規に申請する
- ▶ gBizIDエントリーをgBizIDメンバーにする
- ▶ アカウントIDを指定
- ▶ 法人番号から検索

①左メニューの「gBizIDメンバーを新規に申請する」リンクを押下します。

### gBizIDプライムの操作

アカウントID (メールアドレス)		①
SMS受信用電話番号	※数字のみ入力してください	②
<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px 20px; border: 2px solid red; display: inline-block;">登録</div>		③

①gBizIDメンバーとして登録するメールアドレスを入力します。  
②gBizIDメンバーとして登録するSMS番号を入力します。  
③「登録」ボタンを押下します。  
※「既に登録済みです」と表示される場合は、入力したメールアドレスが、既にG BizIDに登録されています。

※アカウントID (メールアドレス) について  
support@gbiz-id.go.jpからのメールを受信できるようにしておいてください。  
※SMS受信用電話番号について  
ショートメッセージサービスを受け取れる、携帯番号、スマートフォンの電話番号を記載してください。  
PHSはご利用いただけません。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

### 5 gBizIDプライムの操作



①表示内容を確認します。  
②誤りがなければ「OK」ボタンを押下します。「OK」ボタンを押下すると、入力したメールアドレスに、メールが送信されます。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

### 6 gBizIDメンバーの操作

件名：【G BizID】アカウント情報登録手続きURLのお知らせ

メール文

① URL

①メールに記載されているURLをクリックすると、次の画面が表示されます。  
※メールに記載されている有効期限内にURLをクリックしてください。

### 7 gBizIDメンバーの操作

ワンタイムパスワード入力

SMSを送信しました。  
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力してください。  
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID	XXXXXXXXXX
ワンタイムパスワード	


OK ③

①登録したSMS受信用電話番号にワンタイムパスワード（6桁）が送付されます。

②届いたワンタイムパスワードを入力します。

③「OK」ボタンを押下します。

①<SMS例>  
ワンタイム  
パスワード  
123456



# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

### 8 gBizIDメンバーの操作



①各項目を入力してください。  
②「登録」ボタンを押下すると、次画面に遷移します。

### 9 gBizIDメンバーの操作



アカウント利用者情報		
利用者氏名	[Redacted]	
利用者氏名フリガナ	[Redacted]	
利用者生年月日	2019年1月1日	
連絡先郵便番号	1111111	
連絡先住所	都道府県	東京都
	市区町村	千代田区
	町名番地等	[Redacted]
	ビル名等	
部署名	総務部	
SMS受信電話番号	[Redacted]	
連絡先電話番号	[Redacted]	

①入力情報を確認します。

# gBizIDメンバーの作成方法

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

### 10

#### gBizIDメンバーの操作

G BizIDサービス  
利用規約

(目的)  
第1条 この利用規約(以下「本利用規約」という。)は、経済産業省(以下「本サービス提供者」という。)が提供するG BizIDサービス(以下「本サービス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

規約に同意する ①

修正 OK ②

- ①規約を確認いただきましたら、チェックボックスにチェックをします。
- ②「OK」ボタンを押下すると、登録が完了し、登録完了のメールがgBizIDプライムのアカウント宛に送信されます。

### 11

#### gBizIDプライムの操作

件名：【G BizID】アカウント登録完了のお知らせ

メール文

- ①登録完了のメールがgBizIDプライムに届き、手続きは完了となります。